



宮 崎 県 公 報

平成29年8月10日(木曜日) 第 2919 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○宮崎県消防表彰規程の一部を改正する告示…… (消防保安課) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (福祉保健課) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の廃止…………… (“) 2	
○介護老人保健施設の廃止…………… (長寿介護課) 2	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2	
○ふ化業者の登録…………… (畜産振興課) 2	

公 告	
○採石業務管理者試験の実施…………… (企業振興課) 3	
○地図及び簿冊の認証 (9件) …………… (農村計画課) 3	
○基本測量終了の通知…………… (管理課) 4	
○落札者等の公告…………… 4	
教育委員会告示	
○平成30年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 4	
正 誤	
○平成29年3月6日付け県公報 (第2875号) 中…………… 5	

告 示

宮崎県消防表彰規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 477号

宮崎県消防表彰規程の一部を改正する告示

宮崎県消防表彰規程 (昭和40年宮崎県告示第1003号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 この規程は、消防組織法 (昭和22年法律第 226号) 第9条に規定する機関 (以下「消防機関」という。)、第12条に規定する消防職員及び第15条の2に規定する消防団員並びに一般協力者に対し知事の行う表彰について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規程は、消防組織法 (昭和22年法律第 226号) 第9条に規定する機関 (以下「消防機関」という。)、 <u>同法第11条第1項</u> に規定する消防職員及び <u>同法第19条第1項</u> に規定する消防団員並びに一般協力者に対し知事の行う表彰について必要な事項を定めるものとする。
第3条 知事は、消防職員、消防団員又は一般協力者が、 <u>一身</u> の危険を顧みることなく職務を遂行して、傷害を受け、そのため <u>死亡し</u> 、若しくは障害の状態 (非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 (昭和31年政令第 335号。以下「政令」という。)) <u>別表第3</u> に定める第1級から第8級に該当する障害がある状態をいう。以下同じ。) となったとき、 <u>又は負傷した</u> ときは、当該消防職員又は消防団員に賞金又は消防見舞金を支給し、当該一般協力者に消防見舞金を支給するものとする。	第3条 知事は、消防職員、消防団員又は一般協力者が <u>一身</u> の危険を顧みることなく職務を遂行して、傷害を受け、そのため <u>死亡した</u> とき、又は障害の状態 (非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令 (平成18年総務省令第 110号。以下「省令」という。)) <u>別表第2</u> に定める第1級から第8級までの障害等級に該当する障害がある状態をいう。以下同じ。) となったとき、 <u>若しくは負傷した</u> ときは、当該消防職員又は消防団員に賞金又は消防見舞金を支給し、当該一般協力者に消防見舞金を支給するものとする。
第4条 [略] 2~4 [略] 5 殉職者賞金及び消防見舞金の支給を受ける遺族の範囲及び支給を受ける順位については、 <u>政令第9条</u> の規定の例による。	第4条 [略] 2~4 [略] 5 殉職者賞金及び消防見舞金の支給を受ける遺族の範囲及び支給を受ける順位については、 <u>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 (昭和31年政令第 335号。以下「政令」という。))</u> 第9条の規定の例による。
別表第2 障害者賞金 (第4条関係) [略]	別表第2 障害者賞金 (第4条関係) [略]

<p>備考</p> <p>1 障害の等級は、<u>政令別表第3</u>に定める障害の等級による。</p> <p>2 障害の等級及び金額の決定については、<u>政令第6条第2項</u>から<u>第5項</u>まで（<u>同条第3項第1号</u>を除く。）の規定の例による。</p>	<p>備考</p> <p>1 障害の等級は、<u>省令別表第2</u>に定める障害等級による。</p> <p>2 障害の等級及び金額の決定については、<u>政令第6条第5項</u>から<u>第7項</u>まで（<u>同条第6項第1号</u>を除く。）の規定の例による。</p>
---	--

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 478号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社自然愛	児湯郡高鍋町大字蚊口浦6195番地6	デイサービス しゃちんぼの濱	児湯郡高鍋町大字蚊口浦6195番地6	平成29年6月30日
株式会社自然愛	児湯郡高鍋町大字蚊口浦6195番地6	訪問看護ステーション しゃちんぼの濱	児湯郡高鍋町大字蚊口浦6195番地6	平成29年6月30日
株式会社自然愛	児湯郡高鍋町大字蚊口	デイサービス かめ家	児湯郡高鍋町大字蚊口	平成29年6月30日

介護保険事業所番号	介護老人保健施設		開設者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550580023	介護老人保健施設 さわやかセンター	宮崎県小林市堤3008-1	医療法人友愛会	宮崎県西諸県郡野尻町東麓1170	平成29年6月29日	介護老人保健施設

宮崎県告示第 481号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字宮浦字永谷1307-2、1308-2
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

浦6036		浦6036	
-------	--	-------	--

宮崎県告示第 479号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社自然愛	児湯郡高鍋町大字蚊口浦6195番地6	しゃちんぼの濱 居宅介護支援事業所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦6195番地6	平成29年6月30日

宮崎県告示第 480号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 482号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、

次の者をふ化業者に登録した。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	登録年月日	登録業者		ふ化場	
		名称	住所	名称	住所
宮崎29-1号	平成29年6月30日	アマューズ株式会社	日向市大字平岩8356番地	アマューズ株式会社平岩孵卵場	日向市大字平岩8356番地

公 告

採石法（昭和25年法律第 291号）第32条の13第 1 項の規定により、第46回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 試験の日時
平成29年10月13日（金曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎市橋通東1丁目9-10
宮崎県庁9号館 933号室
- 受験願書の受付期間
平成29年8月28日（月曜日）から9月15日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、9月15日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の提出先
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部企業振興課
- 受験願書の提出方法
郵送又は持参
- 受験手数料
8,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
 - 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。
郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手をはり、あて先明記の上、請求すること。
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。
 - 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課（電話0985（26）7095）に問い合わせること。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称
日向市
- 地籍調査を行った期間
平成24年10月1日から平成28年12月2日

- 地籍調査を行った地域
日向市東郷町山陰庚、迫野内の各一部
- 認証年月日
平成29年8月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称
日向市
- 地籍調査を行った期間
平成24年10月1日から平成28年12月2日
- 地籍調査を行った地域
日向市美々津町の一部
- 認証年月日
平成29年8月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 地籍調査を行った期間
平成25年9月1日から平成28年3月8日
- 地籍調査を行った地域
宮崎市清武町木原の一部
- 認証年月日
平成29年8月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 地籍調査を行った期間
平成26年5月1日から平成29年2月22日
- 地籍調査を行った地域
日南市木山一丁目～三丁目、園田一丁目～三丁目、瀬貝一丁目～三丁目、大字油津平野の一部、大字平野の一部、中平野三丁目の一部、中平野四丁目
- 認証年月日
平成29年8月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 地籍調査を行った期間
平成26年5月1日から平成29年2月22日

3 地籍調査を行った地域
日南市大字下方の一部

4 認証年月日
平成29年8月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称
日南市

2 地籍調査を行った期間
平成26年5月1日から平成29年2月22日

3 地籍調査を行った地域
日南市大字宮浦の一部

4 認証年月日
平成29年8月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡美郷町

2 地籍調査を行った期間
平成26年5月1日から平成28年3月22日

3 地籍調査を行った地域
東臼杵郡美郷町南郷上渡川の一部

4 認証年月日
平成29年8月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称
北諸県郡三股町

2 地籍調査を行った期間
平成27年6月1日から平成29年2月6日

3 地籍調査を行った地域
北諸県郡三股町大字宮村の一部

4 認証年月日
平成29年8月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称
小林市

2 地籍調査を行った期間
平成27年7月1日から平成28年8月17日

3 地籍調査を行った地域
小林市真方の一部

4 認証年月日
平成29年8月1日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2804号により公告した基本測量（高度地域基準点測量、水準測量）が平成29年3月10日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成29年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
宮崎県警察総合指揮室映像システム一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成29年8月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機クレジット株式会社九州支店
支店長 梶山 明彦
福岡県福岡市中央区天神2丁目12番1号
- 5 落札金額
33,754,320円（消費税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年6月22日

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第5号

平成30年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学選抜要綱をここに公表する。

平成29年8月10日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

平成30年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学選抜要綱

- 1 募集人員

(1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校	40人
(2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校	80人
(3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	40人
- 2 応募資格
平成30年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者
- 3 出願手続
入学志願者の出願手続については、別に定める「平成30年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学選抜実施細目

」(以下「実施細目」という。)による。

4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

5 入学者選抜検査会場

(1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

ア 宮崎会場

宮崎県教育研修センター(宮崎市阿波岐原町前浜4276番地729)

電話番号 0985(24)3122

イ 延岡会場

宮崎県立延岡青朋高等学校(延岡市平原町2丁目2618番2号)

電話番号 0982(33)4980

(2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校

宮崎県立宮崎西高等学校(宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2)

電話番号 0985(48)1021

(3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校(都城市妻ヶ丘町27街区15号)

電話番号 0986(23)0223

6 日程

(1) 入学者選抜検査

平成30年1月13日(土)

(2) 入学者選抜検査結果通知の投函

平成30年1月17日(水)

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

正 誤

平成29年3月6日付け県公報(第2875号)中

ページ	段	行	誤	正
1	左	37 ～ 38	1 民有林の保安林 予定森林の所在場所 日南市大字宮浦字 立石6468-1、大字 風田字立石水場4288 、4290、4296-1	1 民有林の保安林 予定森林の所在場所 日南市大字宮浦字 立石6468-1、大字 風田字立石水場4288 、4290、4296-1(次 の図に示す部分に限 る。)
1	左	49 ～ 51	(「次のとおり」は 、省略し、その関係 書類を宮崎県環境森 林部自然環境課及び 南那珂農林振興局並 びに日南市役所に備	(「次の図」及び「 次のとおり」は、省 略し、その関係書類 を宮崎県環境森林部 自然環境課及び南那 珂農林振興局並びに

			え置いて縦覧に供す る。)	日南市役所に備え置 いて縦覧に供する。)
--	--	--	------------------	-----------------------------

--	--